

早稲田大学博士論文(概要)		
	学位記	文科省報告
2004	38817 ⑦	甲 1914

博士学位申請論文要旨

論文題目

韓国国家の南北朝鮮統一政策と韓国プロテстанトの統一運動
—政教間対立の特徴と意味：1980-1988—

李鎔哲

早稲田大学大学院
政治学研究科

南北朝鮮関係をめぐる韓国政治において、韓国の宗教は重要な役割を果たしてきている。そのなかでも特に、韓国の第五共和国期（80年9月 - 88年2月）に展開された「韓国キリスト教教会協議会」（以下、「教会協議会」と略称する）の「平和統一」運動は、宗教が先駆的に既存の政治秩序と対立しつつ、その変動に変革的な役割をしたという点で、また、その結果、南北朝鮮間における政治的紛争の調整に寄与したという点で、注目に値する。それにもかかわらず、その運動の政治的な過程および意味については、日本だけでなく、韓国においてもまだ本格的に考察されていない。

もちろん、教会協議会を中心とした韓国プロテスタントの統一論および統一運動に関して、今まで研究が全く行われていなかったのではない。韓国の学界では、80年代の中盤から韓国プロテスタントの統一運動の歴史やその社会的・政治的な意味に関するいくつかの研究がなされてきた。しかしながら、これらの研究は、その運動が行われた政治的条件に関する分析を抜きにしており、それ故に、韓国政治および国家との全体的な関連性を充分に示していない。本研究は、このような先行研究の成果や限界をふまえながら、特に80年代における教会協議会の平和統一論および統一運動を当時の韓国国家の統一政策の中に位置づけ、両者の関連性を総合的に分析しようと試みる。

また、本研究は、南北朝鮮関係をめぐる様々な問題のなかでも特に、韓国にとって北朝鮮をどう認識すべきかという問題と、統一への過程を推進する主体をどう設定すべきかというもっとも根本的な二つの問題に焦点を合わせて、教会協議会の統一論および統一運動が韓国国家の統一政策とどのように対立し、また、その政教間の対立が韓国国家の統一政策の変化にどのような意味を持つものであるかを明らかにしようする。

結論的に述べるならば、教会協議会における「民族共同体」としての北朝鮮認識は、第五共和国政府における二重的な「反国家団体」や「事実上の国家」としてのそれと対立しつつ、第六共和国期（88年2月 - 93年2月）の統一政策における「民族共同体」論の形成に影響を及ぼした。また、教会協議会の民衆主体の統一論は、第五共和国政府における韓国政府主体論や南北朝鮮政府主体論という二重的な政府独占論と対立しつつ、第六共和国政府の統一政策における民間との共同主体の統一論の形成に影響を与えた。本研究は、このように南北朝鮮関係をめぐる韓国政治においても特に、北朝鮮に対する認識と統一過程の主体の設定というもっとも重要な二つの問題に注目し、韓国の宗教が行った変革的・紛争調整的な役割の一面を明らかにしようとする。

さらに本研究は、研究の資料と関連して、韓国政府および教会協議会が公式に出版した白書や一次資料集を主に検討しているが、その他に、世界教会協議会の重要人物とのインタビューも行っており、これらの資料に対して客観的で実証的な分析を試みる。

以上のような特徴を持つ本研究は、序論とともに、二部五章で構成されている。第一部の第一章と第二章では、北朝鮮に対する認識と統一過程の主体の設定という二つの問題をめぐって、第五共和国政府と教会協議会とがどのような理念的に対立したのかを検討する。そして、第二部の第三章と第四章では、教会協議会が民族共同体論と民衆主体論によって

実際に展開した運動を検討しながら、これらの運動が第五共和国政府の統一政策とそれぞれどのように対立し、当時の韓国社会および国家に対してどのような意味を持つのかを分析する。第五章の結論においては、以上の議論をふまえつつ、第六共和国における統一政策の変化に対して教会協議会の平和統一論および統一運動の持つ意味を指摘する。

次に論文の構成にしたがって、本研究の個別的な論点がどのように論じられているのかについて少し述べる。

序論では、研究の目的および対象、先行研究の現状と課題を明らかにする。まず、研究の目的と関連して、近代民主主義国家における宗教の望ましい政治参加のあり方は、政教分離の原則と制度に依拠しつつも、宗教的倫理観に基づき、国家権力および政治権力との緊張関係を保ちつつ、現実政治に対して批判的に発言し、行動することであるという点を強調する。そして、K・マルクスやS・ハンチントンに代表される、宗教の政治的機能に対する否定的な見解とは違って、ある特定の政治状況において宗教は先駆的に既存の政治秩序や支配体制に対立しつつ、それを変革し、また、既存の政治的紛争を平和的に解決する役割を果たすことができるという点を主張する。本研究は、このような宗教の政治参加および政治的役割に対する観点から、そしてさらに、南北朝鮮の平和統一が朝鮮半島だけでなく、東北アジアの安全と発展のためにも必要であるという立場から、教会協議会の平和統一運動の展開と意味を考察している。

そして、本研究が韓国社会の様々な民間統一運動のなかでも宗教を取りあげ、そのなかでも特に教会協議会を主な研究の対象と設定し、また検討の時期を第五共和国期に限定した理由について、研究の目的を有効に達成するためであるという点を強調する。つまり、この時期における教会協議会の統一運動が、宗教の政治に対する先駆的・変革的・紛争調整的役割を明確に表現しているからである。この点を立証するために、本研究は、45年の分断から80年代まで、韓国社会の他民間分野や他宗教における統一運動の展開を概観しながら、教会協議会のそれが時期的にもっとも先駆的であったことを指摘する。さらに、韓国社会における教会協議会の持つ影響力の大きさを、思想と組織という両面から提示する。また、第五共和国期が韓国国家の統一政策史における過渡期に当たり、それ故に、教会協議会の統一運動の果たした変革的・紛争調整的役割を集約的に表現しているという点を指摘する。

先行研究の現状については、韓国プロテstantの統一運動に関するものと、北朝鮮認識を中心とした韓国国家の統一政策に関するものに分けて、検討している。前者については、韓国プロテstantの統一運動の主観的な側面に関する通史的な研究がなされているが、その客観的な側面、つまり社会的・政治的現実との関係についてはまだ具体的な分析が行われていないことを示す。そして、後者の研究現状については、70年代以後の韓国国家の平和統一政策における北朝鮮認識と韓国憲法の領土条項および国家保安法のそれとの矛盾が分析されていることや、韓国社会の平和統一運動に対する国家保安法の抑圧的な

機能が批判的で実証的に研究されていることを示す。本研究は、このような先行研究の成果をふまえながら、特に第五共和国期における教会協議会の平和統一論および統一運動を国家の統一政策との内的な関連のなかで考察する。

第一章では、北朝鮮に対する第五共和国政府の認識と教会協議会のそれが歴史的に考察され、その後、その対立の政治的な意味が分析される。結論的に述べるならば、第五共和国政府が「反国家団体」および「事実上の国家」として二重的に認識していたのに対して、教会協議会は80年代から何よりも「民族共同体」の一部として主張することになるのだが、こうした主張は、韓国国家に対して、現実的な権力政治や単なる平和共存の論理を超えて、自主的で平和的な統一を積極的に志向する政策の樹立を要求するものであった。

本章は、このような北朝鮮認識における政教間対立の特徴と意味を明らかにするために、まず韓国国家の北朝鮮認識を統一政策上のそれと、韓国憲法の領土条項および国家保安法上のそれに分けて歴史的に分析する。この分析によれば、韓国国家の統一政策上の北朝鮮認識は、70年代から始まった一連の平和統一政策において大きく転換する。つまり、平和的な方法を通して統一過程を推進するという構想が相手の存在を認めることから出発するが故に、韓国政府は70年代から北朝鮮を「事実上の国家」としてその政治的実体を認めることになる。この場合、「事実上の国家」という意味について、北朝鮮を国際法上の一つの主権国家として法律上(*de jure*)承認することではなく、北朝鮮地域を事実上(*de facto*)支配している政権の存在を政治的に認めることであるという点が強調される。

このような事実上の国家としての北朝鮮認識は、80年代に韓国の第五共和国政府の統一政策に継承され、さらにいっそう強化された。本研究は、その根拠として、第五共和国政府が歴史上はじめて、当時の北朝鮮政府の最高責任者を「金日成主席」という公式名称で呼んでいることを指摘し、さらに第五共和国政府の南北朝鮮統一案である「民族和合民主統一方案」の内容の特性を考察する。つまり、その統一案において、韓国政府が北朝鮮側に対して、互恵平等の原則に基づいた相互関係の維持や相手の政治秩序と社会制度の認定、内政に対する相互不干渉や既存の国際条約と協定の尊重、ソウルと平壤における常住連絡代表部の設置といった事項を提案したことは、第五共和国政府がより積極的に北朝鮮という国家の政治的な実体を認めていたことを示すものである。

他方、本研究は、このような平和統一政策における「事実上の国家」としての北朝鮮認識とは裏腹に、韓国憲法の領土条項および国家保安法は一貫して北朝鮮を「反国家団体」として実際に規定していることを明らかにする。まず、憲法の領土条項は、第五共和国憲法が第3条で「大韓民国の領土は韓半島及びその付属島嶼とする」と規定し、実際に北朝鮮政府を不法的な反国家団体として規定する憲法上の根拠となっている。また、韓国国家保安法は、「政府を僭称し、または国家を変乱することを目的にする国内外の結社または集団」として「反国家団体」を規定しており、韓国政府および裁判所は実際に北朝鮮政府をその典型的な例として解釈し、法律を適用してきた。こうして、第五共和国期における韓

国国家の北朝鮮認識は「事実上の国家」と「反国家団体」という二重的なものとなるのである。

このような第五共和国政府の北朝鮮認識に対して、教会協議会は80年代に入り、新たに南北朝鮮の平和統一の重要性を認識し、平和統一の原則および方法を理論的に模索するなかで、北朝鮮を何より「民族共同体」の一部として捉えることを主張する。本研究は、このように北朝鮮認識の変化をもたらした具体的な契機として、80年5月の「光州事件」の政治的経験や、国際連帯機関である世界教会協議会における「平和宣教」の影響などを指摘する。そして、教会協議会の民族共同体論が、南北朝鮮の平和統一の当為性に対する主張や「自主・平和・民族的大団結」という統一の原則に対する立場と密接に関連していることを明らかにする。

さらに、本研究は、教会協議会の神学者らが血縁的・文化的・地理的な共通性によって民族共同体の概念を定義している点に注目し、それが排他的で閉鎖的な民族主義の要素を含んでいるものではないかという点を検討する。その結果、教会協議会が自らの民族共同体論にいくつかの限定的な意味を付与していることを明らかにした。つまり、弱小国の解放のイデオロギーである時や、民衆が主体的構成員となる時にのみ正当なものであり、しかも、神学上の人類共同体が実現するまで、過渡期としての限定的な意味を持つものとされているのである。

このように第一章では、第五共和国期における韓国国家の北朝鮮認識と教会協議会のそれの特徴がそれぞれ検討され、その後、両者の対立の持つ政治的な意味が二つの次元から考察される。一つは、反国家団体と民族共同体という認識の対立である。この場合、反国家団体としての北朝鮮認識は、現に存在する北朝鮮政府との敵対関係を強調し、南北朝鮮関係を捉えるにおいて現実的なパワー・ポリティックスの論理を重視することになるが、これに対して民族共同体としてのそれは、南北朝鮮間の信頼醸成による自主的で平和的な統一過程を重視するものであるという点を強調する。

そして、もう一つの両者の北朝鮮認識における対立は、事実上の国家と民族共同体という次元で行われる。この場合に、両者の立場が両立しうるものである。しかしながら、平和統一への意志や具体的な方法論において、事実上の国家としての北朝鮮認識が現存する二つの国家を単に認定することにとどまる傾向があるのに対して、民族共同体としてのそれは、単なる平和共存を超えて、統一という未来を積極的に志向するものであり、それに相応しい積極的な統一政策や関連法律の制定を韓国国家に要求するものであるという点を本研究は強調する。

第二章では、第一章の北朝鮮認識とも関連して、第五共和国政府と教会協議会がそれぞれ統一過程の主体をどう設定していたのかが考察され、その後、その対立の政治的な意味が分析される。結論的に述べるならば、第五共和国政府は二重的に南北朝鮮両政府と韓国政府を主体として設定していたのに対して、教会協議会は民衆主体の統一論を主張したが、

こうした主張は、韓国国家に対して、統一政策の民主的な決定過程や南北朝鮮の民間の自律的な交流の重要性を強調し、その法律上の保障を要求するものであった。

本章は、このような統一主体論における政教間対立の特徴と意味を明らかにするために、まず第五共和国政府の統一主体論を統一政策上のそれと、憲法の領土条項および国家保安法上のそれに分けて分析する。この分析によれば、第五共和国政府の南北朝鮮統一案である「民族和合民主統一方案」には次の二つの主張が含まれている。一つは、南北朝鮮の統一過程における主体は、あくまでも韓国と北朝鮮という二つの当事国でなければならないということである。そして、もう一つは、南北朝鮮の統一過程における主体は韓国と北朝鮮という当事者のなかでも、特に政府でなければならないということである。第五共和国政府はこの立場に基づき、実際に 84 年と 85 年に一連の北朝鮮政府との交流を行うことになる。

他方、このような平和統一政策における南北朝鮮政府主体論とは裏腹に、韓国憲法の領土条項および国家保安法にはあくまでも韓国の政府が統一過程の独占的な主体となるべきであるという論理が含まれている。こうした解釈は、二つの側面から根拠づけられる。まず、韓国憲法の領土条項および国家保安法が実際に北朝鮮政府を不法的な反国家団体として規定していることは、南北朝鮮の統一はあくまでも韓国の主導で行われるべきだということを意味するものである。また、北朝鮮政府が不法団体であるが故に、韓国政府の許可なしに、北朝鮮と関わる団体や人物と交流しようとする民間の努力は当然に犯罪行為となる。この点で、韓国憲法の領土条項には、単に韓国主導だけでなく、民間を排除した政府主導の統一論理も含まれていると解釈される。さらに、本研究は、こうした排他的な韓国政府主体論が法律として具体化されたのが韓国の国家保安法であり、関連条項が南北朝鮮の民間交流をどのように禁止しているのかを提示する。

このような第五共和国政府の二重的な統一主体論に対して、教会協議会は 80 年代に入り、南北朝鮮および世界の民衆が統一過程の主体となるべきであると主張する。こうした民衆主体の統一論理は主に二つの次元から根拠づけられる。一つは、聖書に関する民衆神学的な理解、すなわち民衆神学の立場からであり、もう一つは、南北朝鮮関係をめぐる現実政治においての政治権力の悪魔性に対する批判的な理解からである。特に後者の場合において、教会協議会は、単に理論的な水準からではなく、実際の南北朝鮮の統一政策史および南北朝鮮関係史の展開を政治権力の自己目的性という観点から厳しく批判している。

さらに、本研究は、教会協議会が民衆主体の統一論を主張する際、それには現実的に次のような政治的意味が含まれていることを明らかにする。まず、南北朝鮮両側の政府に対して統一議論の民主化や統一運動の自由化を要求することである。そして、統一にいたる方法を政治制度的な統合以上に、南北朝鮮民衆間の和解や信頼醸成に求めることである。教会協議会は特に民衆主体の信頼を醸成するために、過去の経験や政治イデオロギーを越えた愛の精神、相手に対する理解、直接的な交流と対話を強調し、このような具体的な方法論に基づき、実際に「北韓を正しく知る運動」と南北朝鮮の宗教者交流運動を展開する

ことになる。

このように第二章では、第五共和国期における韓国国家の統一主体論と教会協議会のそれの特徴がそれぞれ検討される。そして、その後、第一章と同じように、両者の対立の持つ政治的な意味が二つの次元から考察される。一つは、南北朝鮮政府主体論と民衆主体論との対立であり、もう一つは、韓国政府主体論と民衆主体論との対立である。

まず、後者の場合において、韓国政府主体論の立場からみると、南北朝鮮民衆間の独自的な直接交流は犯罪行為にならざるを得ないのだが、民衆主体論の立場からすると、排他的な韓国政府主体の論理に基づいた国家保安法の規定は、政府が北朝鮮に関するすべての情報を独占し、民主的な議論なしに一方的に統一政策を決定し、市民社会の自由な統一運動や南北朝鮮の民間交流を禁止する諸措置を法的に保障するものである。

また、前者の場合においては、南北朝鮮政府主体論が統一の過程において政府の役割、特に専門官僚の役割や政治・行政エリートのリーダーシップを重視しているが、南北朝鮮民衆主体論の立場からすると、第五共和国期の南北朝鮮関係のように、法的・政治的正統性や過去や歴史の解釈をめぐる両政府のイデオロギー的な対立が激しい状況において、また、非政治的な分野における交流の蓄積が存在しない状況において、政府主体の統一論理は大きな意味を持たないものである。本研究は、第五共和国政府の二面的な政府主体論に対して、民衆主体論の主張が統一過程における両側民衆間の民族同質性の回復による信頼醸成をもっとも重視するものであり、そのために、韓国国家に民主的な統一議論と自由な統一運動のための法的な保障を要求するものであるという点を明らかにする。

こうして第一部の第一章と第二章で、北朝鮮に対する認識と統一過程の主体の設定という二つの問題において第五共和国政府と教会協議会がどのような理念的に対立したのかを明らかにした本研究は、続く第二部の第三章と第四章では、教会協議会が民族共同体論と民衆主体の信頼醸成論に基づいて実際に展開した運動を検討しながら、これらの運動が第五共和国政府の統一政策と対立した具体的な内容と、その対立の政治的意味を考察する。

第三章では、教会協議会が北朝鮮との信頼を醸成するために展開した「北韓正しく知る運動」が検討される。この運動は既存の冷戦論理に基づいた敵対的な北朝鮮認識を克服し、可能な限り客観的に北朝鮮を理解しようというものであるが、本研究は、教会協議会がこの運動のなかでも特に、北朝鮮の指導理念である「主体思想」に対する研究と理解を重視していることに注目し、その研究の視角および思想に対する理解の特徴を明らかにしながら、その政治的な意味を分析する。

まず、教会協議会は主体思想研究において特に次の二つの視角を強調している。一つは、思想内在的な視角として、主体思想という研究対象に接近するにおいて、あらかじめ研究者の価値観や判断基準に規定された分析および解釈をすることなく、可能な限り、主体思想の理念や論理、その歴史的背景などをそれ自体として理解することである。そして、もう一つは、複眼的な視角として、主体思想を一律的に絶対悪として、または逆に絶対善と

して捉えるのではなく、主体思想の持つ多面性に注目することである。教会協議会はこれらの二つの研究視角によって主体思想を分析し、さらに民衆神学と主体思想との同質的な側面や異質的な側面、そして両者の相互補完の可能性を模索している。

さらに、本研究は、教会協議会が行った主体思想理解の内容を有効に考察するために、北朝鮮における主体思想の形成過程とその内容の特徴を三つの「主体」概念を中心にして分析する。この分析によると、主体思想の核心的内容は大きく三つの段階を経て形成されてきた。第一段階は、50年代中盤から60年代後半までであるが、この時期において、北朝鮮は主体という言葉を主に「自主」という概念で使用した。第二の段階は60年代の後半から70年代の初期までであるが、主体の概念に新たに「主人」ないし「主導者」の意味が付け加えられる。第三の段階は70年代の初期から始まるのだが、この時期に主体思想の主体の概念には、自主や歴史の主人としての人民大衆という意味の他に、歴史の主人・主導者としての「首領」という意味が強く含まれるようになる。

これらの主体思想の内容に対して、韓国的一般神学の立場が原理的に否定しているのに対し、教会協議会の民衆神学は両思想の共通点を民族自主と民衆主体の原則に求めている。しかし他方、首領中心の指導原則に対しては、「相対的な歴史的存在を絶対化し」、「首領の偶像化」に帰結すると厳しく批判している。こうした民衆神学の主体思想理解の仕方は、主体思想における三つの主体概念のなかで、対外的自主や歴史の主導者としての人民大衆という概念については肯定的に捉えるのだが、歴史の主導者としての首領という概念については原理的に否定するものである。しかしながら、民衆神学は主体思想との考え方の差異を絶対化することなく、歴史的な状況の違いから由来するものと理解しながら、互いに学ぶべき点として、民衆への指導と民衆からの指導という側面を強調している。民衆神学による主体思想理解のもっとも大きな特徴は、このように両思想の意図および内容の同質的な側面と相互補完的な側面を積極的に探し出し、それを浮き彫りにするところにある。

このように第三章では、教会協議会による主体思想理解の特徴が明らかにされ、その後、特に対外的な民族自主や歴史における人民大衆主体の原則に対する教会協議会の肯定的な評価が、根本的に第五共和国憲法の反国家団体としての北朝鮮認識と国家保安法に違反するものであるという点が分析される。特に教会協議会が、前提条件があるにしても、在韓米軍の撤収を主張する主体思想の対外的自主の原則を高く評価したことは、韓国国家保安法第7条の「讃揚・鼓舞など」の規定と正面から対立するものである。そして、教会協議会が主体思想の首領中心の指導原則に対して批判はしているものの、それを歴史的な状況の違いから由来するものと理解し、思想的違いを相対化していることも、北朝鮮認識における第五共和国の立場と対立するものである。

さらに第三章では、主体思想の理解をめぐる政教間の対立が、第五共和国期の韓国社会と国家に及ぼした影響が分析される。この分析は二つの点を強調する。一つは、韓国社会の平和統一運動、つまり民族同質性の回復による信頼醸成運動に知的・道徳的根拠を提供

したことである。また、もう一つは、国家独占の北朝鮮認識を支える冷戦論理の問題点を明らかにしたことである。この場合、特に北朝鮮に対して思想的にもっとも敵対的であった韓国のキリスト教が部分的に主体思想を評価したことは、韓国社会と国家に極端的な冷戦文化を自己反省し、それを克服しようとする契機を提供したものである。

第四章では、教会協議会が民衆主体の信頼醸成論によって展開した南北宗教交流運動を検討する。本章は、最初から緊密な国際連帯のなかで行われた運動の具体的な展開を時系列的に示しながら、そのなかで特に、教会協議会による宗教交流運動の重要性および先駆性を強調し、さらにその運動をめぐる政教間対立の特徴や意味を考察する。

南北朝鮮は分断以来、宗教分野においてもっとも顕著に異質化傾向を見せており、南北朝鮮の平和統一過程を両側の同質性の回復から求めるならば、南北宗教交流を通じた両側の異質性の克服は至急な課題となる。また、宗教分野が、他の分野と比べて、政治的・経済的な利害関係にとらわれず、共通の宗教的世界観のうえでより容易に交流基盤を作ることができるという点で、両側間における宗教交流は要求される。

南北朝鮮の宗教交流は80年代以前には実際に存在しなかった。言い換えると、両側の宗教者間の交流は80年の第五共和国期における南北プロテスタントの場合がはじめてである。他の韓国の三大宗教の北朝鮮側との交流は90年代にはじまる事になる。本研究は、こうした分断から80年代までの南北宗教交流の歴史を時代と宗教ごとに考察し、教会協議会による宗教交流運動の先駆性を歴史的に位置付ける。

本研究は、このように歴史的な背景を検討した後、80年代に教会協議会によって展開された宗教交流運動の内容を具体的に考察する。この場合、本研究がもっとも強調するのは、世界教会協議会および各国の教会協議会との国際連帯である。つまり、第五共和国政府の厳しい統制のなかで、教会協議会が先駆的に北朝鮮側との交流を実現した重要な要因の一つとして、南北朝鮮のプロテスタントの主体的な意志とともに、緊密な国際連帯の存在を指摘する。そのなかでも特に、84年に世界教会協議会の主宰で日本の東山荘国際センターで開かれた会合を重視し、その後、世界教会協議会の総括的な調整のもとで、世界各国の教会協議会の北朝鮮訪問など、北朝鮮側との交流が進められる過程を具体的に示す。そして、その国際連帯の結果として86年と88年にスイスのグリオンで行われた南北プロテスタントの直接交流の内容を考察する。

南北プロテスタントの会合において注目すべきことは、次の二つの点である。一つは、86年の第1次グリオン会議に比べて、88年の第2次グリオン会議が相互理解の深化と信頼醸成という側面で大きく進展したことである。もう一つは、第2次会議において、両側の代表がそれぞれの意見の違いや対立を非公式的な対話の場で調整し、8項目にわたる宗教交流や平和統一の原則に合意し、共同宣言文を採択したことである。このグリオン共同宣言は、多くの項目が平和統一をめぐる政治的・軍事的な問題を言及しているという点で、純粹な宗教交流の側面が余りにも少ないが、しかしながら、南北朝鮮の分断以来、両側の公

式的な民間団体が合意した最初のものとして、両側の民間交流の歴史において画期的な意味を持つものである。

このような教会協議会の南北宗教交流運動は、第五共和国政府の統一政策と二つの側面から対立した。一つは、北朝鮮側との交流それ自体における対立である。教会協議会が朝鮮キリスト教徒連盟と行った2回のグリオン会議や、世界教会協議会および世界各国教会との連帯活動、そのなかでも特に、北朝鮮訪問後における韓国での報告会の開催などは、韓国国家保安法第8条の「会合・通信など」の罪に当たるものである。また、もう一つは、北朝鮮側との合意内容における対立である。特に共同宣言の内容のなかで、連邦制統一案や平和協定の締結、不可侵宣言の採択や在韓米軍の撤収に関する合意事項は、北朝鮮に対する「讃揚・鼓舞など」の罪を規定している国家保安法第7条を違反するものであった。実際に第五共和国政府は、教会協議会の南北交流運動に対して、国家保安法による処罰はしなかったものの、国家保安法を法的な根拠として執拗な妨害工作を続けた。

このような南北宗教交流運動をめぐる政教間の対立は、第五共和国期の韓国社会と国家に少なくとも次のような影響を及ぼしたと分析される。まず、政府の統制のもとで、南北朝鮮の民間交流が全く存在しなかった状況において、先駆的に南北民間交流の方法や実現可能性を韓国社会に示したことである。そして、自律的な民間交流の特殊性および重要性を韓国社会と国家に示したことである。つまり、南北プロテスタントの独創的な交流が、政治的な状況や利害関係にとらわれることなく、発展していったという点で、韓国国家に自律的な民間交流を法的に保障する必要性を示したものである。

第五章の結論では、本研究の内容を要約した後、韓国の第六共和国期における統一政策の変化を概観しながら、第五共和国期における教会協議会の平和統一論および統一運動の持つ意味を明らかにする。

韓国国家の北朝鮮認識および統一主体論は第六共和国期（88年2月 - 93年2月）に入つて質的に大きく変化することになる。つまり、88年7月に第六共和国政府は、「民族自尊と統一繁栄のための特別宣言」を発表し、一つの民族共同体という認識に基づいて北朝鮮との関係を発展させていくことを宣言した。また、90年8月には「南北交流協力に関する法律」を制定し、南北朝鮮の様々な民間交流を法的に保障した。これらの統一政策の変化は、87年における韓国政治の民主化の進展とともに活発化された、韓国民間の平和統一運動の要求を受け入れたものである。この点で、80年前後から展開され、韓国の民間統一運動を先導してきた教会協議会の平和統一論および統一運動は、第六共和国期における統一政策の変化に重要な要因として働き、その政治変動に変革的な役割を果たした。また、この点で、南北朝鮮関係における政治的な紛争を平和的に調整する機能を行ったものである。

ここで改めて本研究に設定されていた研究課題を確認するならば、それは、韓国プロテスタントの統一運動および韓国国家の統一政策に関する先行研究の現状をふまえて、教会協議会の平和統一運動の特性および意味を韓国政治および国家との全体的な関連性のなか

で提示することであった。そして、そのなかでも特に、韓国国家の北朝鮮認識と統一主体論の形成に対して教会協議会が先駆的に行った変革的・紛争調整者的役割を明らかにすることであった。本研究は、このような韓国プロテスタントの政治的役割の一面を第五共和国期における国家との対立過程に焦点を合わせて検討してきたものである。

本論文の末尾に置かれた二つの附論は、本研究の論点を補強するために付け加えられたものである。附論Ⅰの「北朝鮮の宗教政策と宗教状況」は、本研究の第四章が南北朝鮮の宗教交流を検討しているだけに、交流相手の実状を捉えるという意味で考察されたものである。本附論では、まず80年代前後における北朝鮮の宗教政策の部分的な変化をあらわすものとして、次のような三つの事実を注目する。第一に、宗教本来の活動が公式に行われるようになったことである。第二に、宗教団体の国際連帯活動が強化されつつ、北朝鮮への外国の宗教団体および宗教者の訪問が活発に行われたことである。第三に、憲法改正を実施し、反宗教宣伝の自由を保障する既存の憲法条項を削除したことである。そして、このような宗教政策の変化をもたらした主な要因として、北朝鮮における宗教観の変化が分析される。さらに本附論は、90年代の北朝鮮の宗教状況や宗教生活について、北朝鮮宗教者の主張などを根拠として、宗教ごとに明らかにし、最後に、今後の北朝鮮宗教の自律的な成長と政治体制の一層の変化をもたらすためには、可能な限り、北朝鮮の立場からその宗教を理解し、交流しようという態度が要求されるという点を強調する。

そして、附論Ⅱの「WCRP/ACRP日本委員会の南北朝鮮和解活動」は、WCRP/ACRP日本委員会が97年から99年まで行った、南北朝鮮との和解のための、南北朝鮮和解活動を分析する。本附論は、南北朝鮮関係を対象とした宗教の国際的な紛争調整的役割を強調するという意味で、その活動を支えた理念的な背景と実際の活動の内容を考察する。まず、主な精神的背景としては、平和を単に紛争や戦争のない状態と理解するのではなく、より「人間らしい生活」のできる社会的・政治的条件と理解する積極的平和観と、制度的な軍縮と非武装の目標を人間相互の信頼により実現しようという心の信頼醸成論を指摘する。さらに、北朝鮮への人道支援と南北朝鮮宗教者間の対話の仲裁を中心にして、実際の活動の内容を明らかにしながら、それが韓国と北朝鮮との対話の通路を作り出し、南北朝鮮の宗教者と国民に日本側の善意を確認させたことを強調する。